**高松ビジターバースの利用申込の手順（Process）**

係留希望日の前日まで

1. 高松マリーナに電話で係留の予約をして下さい。

＊予約無しでは係留できません。

入港後

②　陸に向かって左側（東側）の浮桟橋に係留して下さい。

係留後

③　桟橋の公園側のフェンスに通用扉があります。通常は施錠がされていますので、インターホンで連絡いただければ、リモートで開放します。

④　ボートの全長を確認しますので、JCIの検査証 又はスペックシートを持って、事務所に来て下さい。

⑤　事務所で、係船許可申請書（Application Sheet）を記入し、料金をお支払い下さい。

　　この時点で、正式に係留が許可されたことになります。

＊注意＊

高松マリーナは、プライベートマリーナです。

当マリーナにおいては、ビジターバースの受付業務以外は取り扱っていません。

ビジターバースの利用者は、通り抜けや駐車場、トイレ、ゴミ箱の使用はできません。